

聖ヨゼフの園安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下、「法」という。）の趣旨に沿い、社会福祉法人聖母福祉会聖ヨゼフの園（以下「施設」という。）の職場及び職員の労働安全衛生管理に関する基本的事項を定め、労働災害の防止と快適な職場環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保することを目的とする。

(施設長の責務)

第2条 施設長は、職場及び職員の衛生管理について統括管理し、衛生管理の向上に努めなければならない。

(衛生管理者の責務)

第3条 衛生管理者は、衛生管理についての責任者として、快適な職場環境の形成の促進及び職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、常に自己管理を図り最良な健康状態を保持するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 職員は、施設長、衛生管理者の行う衛生管理上の措置に従い、又は協力しなければならない。

第2章 安全衛生管理

(衛生管理者)

第5条 施設に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法に定める資格を有する者から施設長が選任する。

3 衛生管理者は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 職場環境の衛生上の調査及び改善に関すること
- (2) 衛生教育に関すること
- (3) 健康診断、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項に関すること
- (4) 休職者、長期欠勤者その他の健康に異常のある者に関すること
- (5) 健康障害の防止に関すること
- (6) その他衛生管理に関すること

4 衛生管理者は、前項各号に掲げる事務に関し、必要に応じ施設長に対し改善措置等について意見を具申することができる。

(産業医)

第6条 職員の健康管理を行わせるため、法第13条第1項の産業医を置く。

2 産業医は、労働衛生に関する知識を有する医師のうちから施設長が委嘱する。

3 産業医は、次に掲げる業務を行い、当該業務に関する事項について施設長に勧告し、又は衛生管理者を指揮し、若しくは衛生管理者に助言することができる。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること
- (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること

(衛生委員会)

第7条 職員の健康を確保するため、法第18条第1項の規定により、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、施設長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- (3) 職員の衛生教育の実施計画に関すること
- (4) 施設内感染の防止に関すること
- (5) 医療廃棄物の適正な処理に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項に関すること

(委員会の構成)

第8条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 衛生管理者
- (2) 産業医
- (3) 各課長及び看護師長

2 委員長は、安全衛生管理者とする。

3 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

4 委員は、委員会に出席し、前条第2項に定める事項について意見を述べるように努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(委員会の開催等)

第9条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき
- (2) その他委員長が必要と認めたとき

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

第3章 安全衛生教育

(雇い入れ時の教育)

第10条 施設は、職員を雇い入れ又は職員の業務内容を変更したときは、当該職員に対し、遅滞なく、当該職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な次の事項について、教育を行うものとする。ただし、当該職員が既に十分な知識及び技能を有していると認められる事項は、省略することができる。

- (1) 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- (2) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- (3) 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- (4) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

第4章 健康の保持増進措置等

(採用時健康診断)

第11条 施設長は、職員を採用するときは、健康状態に配慮した既往歴の調査等について医師による健康診断を行わなければならない。

(定期健康診断)

第12条 施設長は、職員に対して毎年1回以上定期的に年齢又は職務に応じた項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(特別健康診断)

第13条 施設長は、前2条に定める健康診断のほか、必要があると認められた場合においては、関係職員に対して特別な健康診断を行わなければならない。

(精密検査)

第14条 施設長は、前2条に定める健康診断の結果、異常の認められた職員に対し精密検査を受けさせなければならない。

(守秘義務)

第15条 健康診断の実施の事務に従事した職員は、その実施に関して知り得た職員の心身の状況その他の秘密を漏らしてはならない。

(便宜の供与等)

第16条 施設長は、職員の健康保持増進を図るため体育活動、レクリエーションその他の活動について便宜を供与する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職員に対する配慮)

第17条 施設長その他の管理監督者は、職場環境及び職員の苦情相談に応じる等、職員に対し適切な配慮をするよう努めなければならない。

(環境整備)

第18条 施設長は、常に環境整備に配慮し、施設内を清潔に保ち、照明、採光、換気等の良好な状態を維持するとともに、これらの改善に努めなければならない。

(防疫)

第19条 施設長は、その管理する施設において感染症又は食中毒が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、直ちに消毒等必要な措置を講じなければならない。

(感染症等発生時の届出)

第20条 職員は、自己又は同居中の者が感染症又は食中毒に罹患したときは、速やかに施設長に届けなければならない。

(各種記録及び報告)

第21条 衛生管理者は、次に掲げる衛生管理に関する記録を整備し、施設長に報告しなければならない。

- (1) 衛生委員会記録
- (2) 衛生教育実施記録
- (3) 職員の健康管理の記録
- (4) 健康異常者の状況記録
- (5) 衛生巡視結果の記録
- (6) 消毒実施結果の記録
- (7) その他衛生管理上必要な記録

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、職員の衛生管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。